

# 長崎県公立大学法人個人情報保護規程

〔平成19年3月30日〕  
規程第9号

改正 平成20年4月1日規程第44号

## （目的）

第1条 この規程は、長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、条例第2条第2号に規定する実施機関である長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）における個人情報の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この規程の用語は、次に定めるもののほか、条例の定めるところによる。

- 2 「大学」とは、法人が設置する長崎県立大学をいう。
- 3 「部局」とは、各学部、研究科、学生部、事務局各課、各センター、東アジア研究所、各附属図書館をいう。
- 4 「教職員等」とは、教職員及び非常勤職員等法人に勤務する全ての者をいう。

一部改正 [平成20年規程第44号]

## （個人情報保護総括者）

第3条 法人に、個人情報の適正な管理を行うため、個人情報保護総括者（以下「総括者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

- 2 総括者は、法人における個人情報の適正な管理を総括する。

## （個人情報保護管理者）

第4条 法人に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、学長及び法人事務局長をもって充てる。

- 2 保護管理者は、法人における個人情報の適正な管理を指揮監督する。

## （個人情報保護責任者）

第5条 各部局に個人情報保護責任者（以下「保護責任者」という。）を置き、各部局の長をもって充てる。

- 2 保護責任者は、当該部局における個人情報の管理について責任を負うとともに、所属教職員等へ必要な指導及び調整を行う。

## （個人情報保護担当者）

第6条 各部局に個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置き、当該部局の教職員のうちから保護責任者が指名する。ただし、大学各学部及び研究科においては、全ての教員を保護担当者とする。

- 2 保護担当者は、保護責任者を補佐するとともに、所属における個人情報の管理に関する事務を行う。

## （個人情報管理委員会）

第7条 法人に、保有個人情報の管理に関する重要事項を審議させるため、個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （委員会の組織）

第8条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
  - (2) 副学長
  - (3) 大学事務局長
  - (4) シーボルト校事務局長
  - (5) 保護責任者のうちから学長が指名する者
- 2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
  - 3 委員長は、委員会を主宰する。

(個人情報取扱事務登録簿)

- 第9条 各部局において、新たに個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、保護担当者は条例第6条に定める個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、保護責任者を通じて保護管理者に届け、保護管理者はこれを登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 各部局において、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、保護担当者は保護責任者を通じて遅滞なく保護管理者に届け、保護管理者は当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。
  - 3 条例第6条第1項に定める閲覧は、法人事務局総務課において行う。

(教職員等の責務)

- 第10条 教職員等は、条例及び関連する規則等の定め並びに総括者、保護管理者、保護責任者及び保護担当者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

(アクセス制限)

- 第11条 保護責任者は、保有個人情報(条例第2条第5号に定める保有個人情報をいう。以下同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の教職員等に限るものとする。
- 2 アクセス権限を有しない教職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
  - 3 教職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

- 第12条 教職員等は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護責任者の指示に従い行うものとする。
- (1) 保有個人情報の複製
  - (2) 保有個人情報の送信
  - (3) 保有個人情報が記録されている紙媒体及び電子媒体(以下「媒体」という。)の外部への送付又は持ち出し
  - (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

- 第13条 教職員等は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護責任者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理)

- 第14条 教職員等は、保護責任者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、保管庫等への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

- 第15条 教職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護責任者の指示に従

い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

（情報システムにおける安全確保措置）

第 16 条 大学の情報システムを所管する部局の保護責任者は、情報システムで取り扱う保有個人情報の漏えい等の防止その他適正な管理のため、次の各号に掲げるもののほか必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 情報システムへの外部からの不正なアクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置
- (2) コンピュータウイルスによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置

（端末の盗難防止等）

第 17 条 保護責任者は、端末の盗難又は紛失を防止するため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 教職員等は、保護責任者が必要があると認める場合を除き、端末を外部に持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

（第三者の閲覧防止）

第 18 条 教職員等は、端末の使用にあたっては、保有個人情報が第三者に閲覧されないようにするため、使用状況に応じてシステムのログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

（情報処理室等の安全管理）

第 19 条 保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室等（以下「情報処理室等」という。）の管理を行う保護責任者には、情報処理室等の安全管理のため、次の各号に掲げるもののほか必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 情報処理室等に入室する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の教職員等の立会い等の措置
- (2) 外部からの不正な侵入に備え、情報処理室等への施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置
- (3) 災害等に備え、情報処理室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置

（事案の報告及び再発防止措置）

第 20 条 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の保有個人情報の安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った教職員等は、速やかに保護担当者を通じ保護責任者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた保護責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 3 保護管理者は、前項の報告を受けたときは、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総括者に速やかに報告する。
- 4 総括者は、前項の報告を受けたときは、保護管理者に対し、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずることを指示しなければならない。

（教育研修）

第 21 条 保護管理者は、教職員等に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 保護責任者は、当該部局の教職員等に対し、個人情報の適切な管理のために、保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(点検、評価及び見直し)

第 22 条 保護責任者は保護担当者とともに当該部局における保有個人情報が記録されている媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を保護管理者に報告する。

2 前項の報告を受けた保護管理者は、点検の結果等を踏まえ、保有個人情報の適切な管理のための措置について、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

(開示、訂正及び利用停止手続き等)

第 23 条 条例が定める個人情報の開示、訂正及び利用停止(以下「開示等」という。)に係る手続きその他条例の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成 14 年長崎県規則第 25 号)の例による。

2 開示等の手続きに係る事務は、法人事務局総務課において取り扱う。

(補則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、法人における個人情報の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日規程第 44 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。